

南国市の 情報公開制度

情報公開制度とは

行政情報の公開は、南国市行政情報公開条例に基づき、公開請求できるようになっています。

南国市行政情報公開条例は、公開するための手続きや公開することの判断基準を定めた条例です。

しかし、公開を目的とした情報や従来から公開の請求をしなくても提供されてきた情報など（情報提供といえます）については、これまでどおり取り扱われます。

平成15年度

行政情報公開条例の公開請求と処理状況

公開請求・申出件数	処理(決定)状況	不服申立て
20	公開 5	-
	一部公開 10	0
内訳	非公開 5	0
(市長部局 18)	不受理 0	-
(市長部局外 2)	取下げ 0	-

「後免町再開発事業の準備組合への貸付に係る書類」のほか4件の文書を公開しました。

文書の一部を公開したのは10件で、「十市保育所民営化に関して選考会議等の記録」のほか9件を、特定の個人を識別することができる個所などを除き公開しました。

不服申立てはありませんでした。

市では、多くの情報を保有し、管理しています。

これらの情報を市民のみなさんに広く公開するための手続や公開の基準を定めた南国市行政情報公開条例が、平成9年に制定されました。

個人情報保護制度とは

市が保有する個人の情報の収集、保存、利用などのすべてにわたる総合的な保護制度です。

南国市個人情報保護条例は、市が保有する請求者本人の情報を知ることができる「開示請求権」、その情報の適正な処理を申し出ることができる「訂正請求権」を定めています。

平成15年度

個人情報保護条例の開示請求と処理状況

開示請求などの件数	内容別件数	不服申立て
0	開示請求 0	-
内訳	訂正請求 0	-
(市長部局 0)	適正処理の申出 0	-
(市長部局外 0)	苦情・相談 0	-

条例に基づく開示請求はありませんでした。

訂正請求、適正処理の申出および苦情・相談もありませんでした。



情報公開制度 Q & A

Q. 公開の対象となる行政機関は？

議会を含む市役所のすべての行政機関です。

Q. 公開の対象となる行政情報とは？

市の職員が、職務上作成・取得したもの（個人的な検討段階の資料は対象外です）
文書、図書、写真、フィルム、録音・録画テープなど
市の職員が組織的に用いるもの
市が保有しているもの

Q. 公文書はすべて公開の対象ですか？

平成9年4月1日以後に作成・取得した公文書は、すべて対象となります。

Q. 公開の請求はだれでもできますか？

どなたでも請求することができます。

Q. 公開の請求はどうすればよいのですか？

「行政情報公開請求書」を事務担当課または総務課に提出します。電話や口頭での請求は認められません。

Q. 公開できない公文書がありますか？

公文書は、原則公開となっています。ただし、次のような情報が記録されている公文書は、公開できません。

法律や条令等で、公開を禁じられている情報
個人に関する情報

* 請求者本人に関する情報でも行政情報公開条例では、公開できません。請求者本人が自分自身の個人情報記録の公開を請求するときは、個人情報保護条例に基づき請求することになります。

法人等の事業活動に関する情報

生命等の保護及び犯罪の予防・捜査等に関する情報

市及び国・その他の地方公共団体間の事務事業に関する情報

法人等又は個人の任意の協力により提供された情報

お問い合わせは、総務課総務係（ 880-6551 ）まで

21世紀は人権の世紀といわれます。けれども、まだまだ社会にはさまざまな人権侵害としての差別が氾濫しています。そうした人権侵害を目の当たりにして、人権意識が深まることはなかなか難しい想いもしますが、10年前、20年前等と比べると、人権保障をめぐる社会の状況は確実に進んできていると思います。

例えば、喫煙をめぐる状況を考えてみると、今では病院はもちろん、人々が集まる公共的な場所での喫煙はほとんどありません。

こうした状況変化の背景には人権に関する法律や制度が整ってきているということがあります。

制度が徐々に人々の行動を変え意識（考え）を変えていくということもあると思います。人権が保障される社会の実現に向けて、制度の持つ意味は大きいと思います。その私たちの行動と意識（考え）についてある学者はこんなことを言っています。

「たとえば、ヘビが非常に怖くてそれを治したいという人がいたときに、その人に対していろいろ説明することはできません。「ヘビはめつたに向こうから人間を襲ってくることはない」「大部分のヘビ

「『行動』が『考え』を変える」

は毒がない」というように。しかしそのようなことを一生懸命言っただけ（考え）に働きかけても、ほとんど効果はありません。まずその人と同じくらいの年齢の人がヘビに触っているところを見せ、その人に「ちよつとここへきて触つてごらん」と言わせます。すると、恐る恐るちよつと触つてみる。そういうふうにして、何らかの方法でまず行為を起こさせてしまう。そうすると、「あ、自分は今日ヘビに触ることができた」といつて、その人の自己概念が変わる訳です。自己概念が変わると、まずまず行為が変わる可能性が増えてくる、それに伴ってまた自己概念が変わるといふふうにして、問題がなくなつてしまふということが見いだされた。」

「行動」が「考え」をかえるといふことを指摘してくれています。人、もの、自然を大切にすること、ということの中で、今、自分のできるところから「行動」をしていきたいですね。そのことが偏見や思いこみから自分を自由にしてくれる、より豊かな生き方に導いてくれるのではないのでしょうか。

お問い合わせは

人権広報委員会

880・6569（まで）

交通安全対策

ケース②

～賠償金額が大幅に減額された自転車死亡事故～

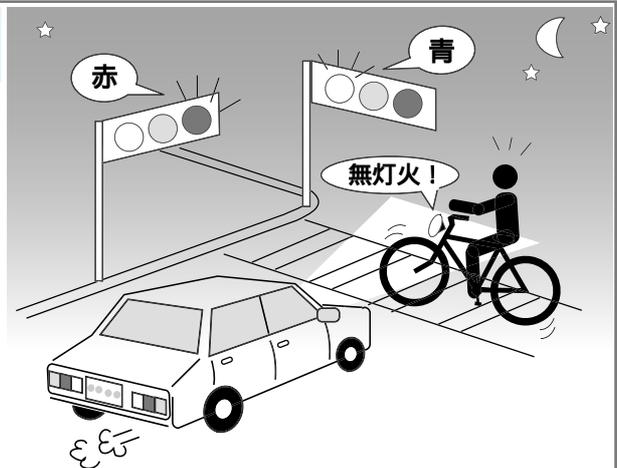
事故の概要

深夜、仕事の帰り道、無灯火の自転車で帰宅中のAさんは、片側2車線の交差点で、車の通行量が少なかったため、赤信号を無視して横断中、青信号で進入してきた普通自動車と衝突し、死亡しました。

自動車保険から、遺族に支払われる賠償金は、Aさんの過失が大きいと判断され大幅に減額されました。

事故の原因

Aさんが信号を無視したことが原因です。また、Aさんの自転車が無灯火であったことも、車からの発見を遅くしました。



この事故から学ぶこと

Aさんの信号無視や無灯火などを理由に賠償金が減額されました。自転車も車両の一つであり、道路交通法を守る義務があります。

また、運転者も交差点付近は、信号が青であっても注意が必要です。

資料提供：高知県県民生活課交通安全対策班 823-9319

検証 バックして事故は起った